

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る税制関連法規の所要の措置	
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>電気通信事業者の行う中継電話役務の提供に係る電気通信事業者間の接続形態の変更に対応するため、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正を予定しているところ、同令の一部改正部分を引用し、事業所税の特例措置の要件を規定している地方税法施行規則について所要の措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>—</p>	
関係条文	地方税法施行規則第二十四条の六の二	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>—</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>—</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—